

令和2年度

滋賀県「安全安心な観光バスツアー」助成事業

募集要領

◎本助成事業をご活用いただくには、各業界ガイドライン等にしたがってツアー全般において、感染拡大防止対策（マスク配布、消毒液設置等）を講じ、「3密」を避ける対策を徹底していただき、安全安心な観光バスツアーとして催行していただくことが参画条件となります。

【事業実施主体】

公益社団法人びわこビジターズビューロー

【書類の提出方法】

◇ 郵送のみの申請です。（※必ず簡易書留郵便としてください）

○申請期間

令和2年9月1日（火）～10月31日（土） ※10月31日（土）消印有効

○問合せ先・書類提出先

〒520-0043 大津市中央三丁目4-28

一般社団法人 滋賀県旅行業協会

TEL 077-526-3239 担当 大倉

[9時から17時まで]（土・日曜日および祝日は除く）

※封筒の裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

※申請期間を過ぎて提出された場合は受理できませんので、時間に余裕をもって申請してください。

【助成金の交付決定・支払い】

公益社団法人びわこビジターズビューロー

1 滋賀県「安全安心な観光バスツアー」助成事業について

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の流行による自粛要請等の影響で観光客が激減しており、滋賀県内の観光関連産業の存続が危機的な状況にある。このため、県内の観光周遊を促進させることにより、県内の観光需要を早期に回復させ、この状況を打開していくことは喫緊の課題である。

課題解決に向け、今後、新型コロナウイルス感染症とつきあいながら観光推進を行うにあたり、観光客および観光事業者の両方に感染予防対策の徹底が求められている。特に、観光バスを利用した団体旅行（宿泊、日帰り）においては、「3密」を避けるために車内の一部の座席の使用を禁止するなどの対応が必要と考えられる。

こうしたことから、県内の観光バスを活用し、観光遊覧船等の観光周遊素材を組み込んだ観光バスツアープランを造成する旅行者に対して支援し、感染予防対策を実施した「安全安心で滋賀らしい観光」を推進することを目的とする。

※観光バスツアーの造成に助成を受けるには、下記の（4）および（8）に記載する要件を満たす必要がありますので、御留意ください。

※ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、事業を一時的に停止することがあります。

(2) 催行期間、ツアー対象者

○催行期間：令和2年9月7日～令和3年3月14日（帰着日）

※令和2年9月1日～9月6日においてツアーを催行される予定がある場合は別途、ご相談ください。

○ツアー対象者：原則として滋賀県民

- ・募集型企画旅行の参加者は、滋賀県民に限ります。
- ・受注型企画旅行（組織内募集型を含む）の参加者は、原則滋賀県民としますが、2割程度まで「みなし滋賀県民」の参加であっても可とします。

※なお、今後、新型コロナウイルス感染症の状況等により対象者を変更する場合があります。

(3) 助成対象者

助成対象者

滋賀県内に事業所等を有する旅行業法に基づく登録旅行者（※）

（※）登録旅行者・・・旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けた旅行者

(4) 参画要件

○旅行者が本事業に参画するには、本事業の申請時と同時に以下の要件に適合できることを誓約する書類の提出が必要となります。

※国の「Go To トラベル事業」と併用する場合は、別途、国事業の参画要件を満たした参画事業者として指定されている必要がありますので、御留意ください。

【感染拡大防止に関すること】

①バス乗車時等に際して、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施することができる。

②旅行者に検温等の体温チェックを実施、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、滋賀県帰国者・接触者相談センター等へ相談し、適切な対応をとることができる。

- ③各施設等の共有施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底することができる。
- ④食事の提供において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共有を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、3密対策を徹底すること。
- ⑤各施設の共有スペース等の消毒・換気を徹底すること。
- ⑥旅行業者においてツアー全般において感染防止対策を徹底する調整を行っていることを対外的に公表するため、「感染予防対策実施宣言書」を掲示することに努め、ツアーにおいて利用する宿泊施設や観光施設等においても同宣言書を掲示してもらえるように努めること。また、新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の活用にも努めること。
- ⑦旅行商品の予約、購入時等に旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は、一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられていることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。
- ※上記の条件は、国の「GO TO トラベル事業」の取扱要領に準じているため、今後、国の状況や県内の感染状況等により変更になる可能性がある。
- ⑧貸切バス旅行連絡会が策定した「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等、旅程において各業界のガイドラインを遵守すること。
- ⑨旅行業者が申請したツアーにおいて上記①～⑧の条件を満たしていないことが発覚した場合、申請を取り消す場合がある。

【その他】

- 滋賀県補助金等交付規則第4条第2項に該当する者（暴力団等）は申請できません。

(5) 対象となる旅行形態等

【旅行形態】

- 募集型企画旅行
- 受注型企画旅行（組織内募集型を含む。）

【宿泊、日帰り】

- 宿泊旅行
- 日帰り旅行

(6) 助成額

項目		宿泊旅行	日帰り旅行
1. バス1台あたりの助成上限 ※1	上限	200,000円/台	100,000円/台
2. ツアー参加者1人あたりの助成 ※2	上限	5,000円/人	2,000円/人

※1 バス1台あたりの助成金額は、バス代金の支払額を上限として千円単位で助成する。

※2 ツアー参加者1人あたりの助成は、千円単位で助成する。

(7) 各旅行業者の助成上限

○1 旅行業者あたり下記の金額が上限となります。

■ 1 旅行事業者あたりの助成の上限

上 限 : 1, 650, 000円 (下記①と②の合計)

【助成上限の内訳】

①バス助成上限 : 1, 000, 000円

②ツアー参加者助成上限 : 650, 000円

※当該年度予算額に達した場合には、その時点で事業を終了する場合があります。
また、助成交付額が申請額から減額する可能性もあります。

【助成額と助成上限の考え方】

(例) A旅行会社が以下の2プランを助成交付請求する場合

・ (宿泊バスツアー 1泊2日)

大型バス4台、ツアー参加者30名/台 (計120名)

バス4台 × 15万円 = 60万円

30名 × 4台 × 5,000円 = 60万円

小 計 120万円

・ (日帰りバスツアー)

中型バス3台、ツアー参加者8名/台 (計24名)

バス3台 × 8万円 = 24万円

8名 × 3台 × 2,000円 = 4万8千円

小 計 28万8千円

助成額 : 120万円 + 28万8千円 = 148万8千円

(8) 助成要件

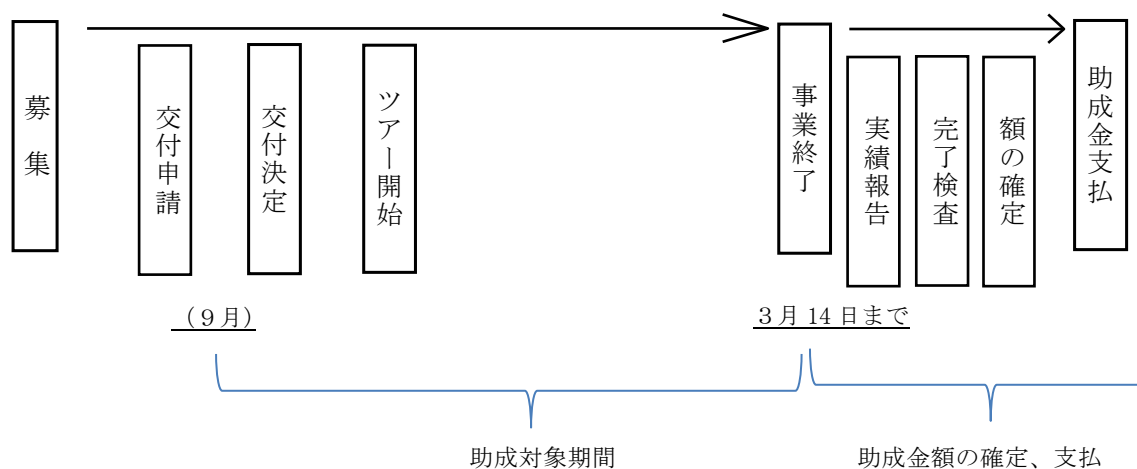
○観光バスツアーが本事業の助成対象となるためには、以下の要件を満たす必要があります。

要件項目	宿泊旅行	日帰り旅行
①県内貸切バスの利用	滋賀県内に事業所を有するバス事業者が保有する貸切バス（※）を利用するツアーであること。 ※貸切バスは、一般貸切旅客自動車運送事業において許可を受けた「大型車」、「中型車」、「小型車」に限ります。	
②貸切バス感染予防対策	貸切バスについて、業界ガイドライン等にしながら「3密」を避ける対策等により感染予防対策を徹底すること。 【貸切バスの感染予防対策例】 「座席の一部を使用禁止」、「バス車内での宴会禁止」、「カラオケ禁止」など	
③感染予防対策周知	②に加えてツアー全般を通じ感染拡大防止対策を講じるように企画し、その内容をツアー募集時や案内等に明記し周知すること。 【例えば、マスクを忘れたツアー参加者に対し、マスクを配布できるよう準備を整えておくことや、ツアー参加者が除菌ウェットティッシュを使用できるように準備を整えておくこと等】	
④旅行人数	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス1台あたり原則8名以上の参加者があること。 ・募集型企画旅行の参加者は、滋賀県民に限る。 ・受注型企画旅行（組織内募集型を含む）の参加者は、原則滋賀県民とするが、2割程度まで「みなし滋賀県民」の参加であっても可とする。 	
⑤観光周遊	滋賀県内における、 <u>『観光遊覧船等』（※1）</u> または <u>『ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等』（※2）</u> の利用をツアーに組み入れること。 【観光周遊の対象について】 ※1 観光遊覧船等：（別表1）のとおり ※2 ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等：（別表2）のとおり （注）「別表1」、「別表2」に記載以外で対象となるかについては、事業実施主体が個別に判断する。	
⑥宿泊	滋賀県内のホテル、旅館等の宿泊施設に宿泊すること ※旅館業法に規定する旅館業を営む施設で提供される宿泊	—
⑦対象外旅行	次に該当する旅行は対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方自治体が実施する視察、会議、研修旅行等（教育旅行等は除く。） ・滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号に該当する者（暴力団等）が発注する旅行等 	

(9) 助成スケジュール

助成対象となるツアーの催行期間は、「令和2年9月7日（月）から令和3年3月14日（日）」までとなります。

○スケジュール（予定）



(10) 申請について

① 問い合わせ・書類提出先

- ・一般社団法人滋賀県旅行業協会
住所 〒520-0043 大津市中央三丁目4-28
電話 077-526-3239 担当 大倉

② 申請方法

- ・郵送（簡易書留郵便）による提出

③ 申請期間

- ・令和2年9月1日（火）～令和2年10月31日（土）
※令和2年度10月31日（土）の消印有効

④ 提出書類

以下の1)～5)のすべての書類を提出してください。（書類は原則としてA4版）

- 1) 交付申請書（様式第1号）※助成金は千円単位で記載
- 2) 事業計画書（様式第1号の別紙1）
- 3) 誓約書（様式第1号の別紙2）
- 4) 口座振込依頼書（様式第1号の別紙3）
- 5) 振込口座情報が分かる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）

※ツアーごとに交付申請書を提出する必要があります。

※3)～5)については、1回目の申請時のみの提出で構いません。

⑤ 重複申請

・同一の事業内容で、国、市町等の補助金、助成金等の交付を受けている場合、または、受けることが決定している場合でも、重複申請は可能とする。ただし、「GO TO トラベル事業」においては、複数事業を併用する場合、給付金が旅行代金を超えることは認められない等の条件があるので、併用する場合は御留意ください。

※国が実施している「Go To トラベル事業」および滋賀県が実施している滋賀県への教育旅行に参加する生徒1人につき500円を助成する「ウェルカム滋賀・びわこ教育旅行キャンペーン」との併用は可とします。

※ただし、滋賀県が実施している5,000円クーポン付きガイドブック事業「今こそ滋賀を旅しよう!」との併用は不可とします。

※また、滋賀県内市町の「観光バスツアー助成」との併用は可としますが、県内市町において制限がある可能性もありますので、各市町へご確認ください。

⑥ 交付決定

・審査は提出書類をもって行い、交付決定については、交付決定通知書の送付をもって、これに代えます。

・なお、審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

※当該年度予算額に達した場合には、その時点で事業を終了する場合があります。

また、助成交付額が申請額から減額する可能性もあります。

(11) 変更(中止)承認申請について

※交付決定を受けた後に、助成事業の内容を変更、中止する場合は、変更(中止)承認申請書(様式第2号)を提出する必要があります。

(提出が必要となる場合の例)

・交付請求額が、交付申請の計画内容から参加人数が増加した等の理由により、交付決定額を超える場合。

・交付申請の計画内容から旅行行程等に変更が生じる場合。

・参加人数が集まらない等の理由により、ツアーのそのものの催行を中止とする場合。

① 問い合わせ・書類提出先

・一般社団法人滋賀県旅行業協会

住所 〒520-0043 大津市中央三丁目4-28

電話 077-526-3239 担当 大倉

② 提出方法

・郵送(簡易書留郵便)による提出

③ 提出書類

・以下の1)～2)のすべての書類を交付決定後に変更または中止が決定した段階で速やかに提出してください。

1) 滋賀県安全安心な観光バスツアー助成金変更(中止)承認申請書(様式第2号)

2) 事業変更に係る事業計画書等、その他変更内容を説明する資料

(12) 実績報告・助成金の支払いについて

① 問い合わせ・書類提出先

- ・一般社団法人滋賀県旅行業協会
住所 〒520-0043 大津市中央三丁目 4-28
電話 077-526-3239 担当 大倉

② 提出方法

- ・郵送（簡易書留郵便）による提出

③ 提出書類

- ・以下の1)～6)のすべての書類を提出してください。
 - 1) 実績報告書兼交付請求書（様式第3号）
 - 2) 実績報告書
 - 3) 旅行内容がわかる行程表やチラシ等（日時、名簿、バス会社、観光周遊施設、宿泊施設（宿泊旅行のみ）等が確認できるもの）
 - 4) 県内に事業所を有するバス事業者の貸切バスを利用したことがわかる領収書（写）（バス会社、バス代金が記載されているもの）
 - 5) 観光周遊素材（観光遊覧船等またはロープウェイ・ケーブルカー・リフト等）を利用したことがわかる書類（観光周遊施設名、代金ならびに利用人数が記載された領収書（写）等）
 - 6) 県内宿泊施設を利用したことがわかる書類（宿泊施設名、代金ならびに利用人数が記載された領収書（写）等）
- ※ツアーごとに実績報告書兼交付請求書を提出する必要があります。

④ 提出期限および助成金の支払時期

- ・11月30日（月）までの提出分については、書類審査後、12月18日（金）を目途に助成金の交付を行います。
- ・2月1日（月）までの提出分については、書類審査後、2月19日（金）を目途に、助成金の交付を行います。
- ・最終提出期限は、3月22日（月）必着とします。 ※令和3年3月22日（月）の消印有効

(13) 助成事業者の義務（交付決定後）

助成事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

- ① 助成事業の内容を変更、中止する場合は、滋賀県安全安心な観光バスツアー助成金変更（中止）承認申請書（様式第2号）を提出する必要があります。なお、変更があったにもかかわらず上記書類の提出がない場合、助成金を受けることができない可能性があります。
- ② 事業が完了したときは、実績報告書兼交付請求書（様式第3号）を提出する必要があります。なお、助成事業の完了検査のため、実地検査に入ることがあります。
- ③ 経理等の証拠書類は整理し、助成事業終了後5年間保存する必要があります。
- ④ 滋賀県「安全安心な観光バスツアー」助成事業交付要綱（令和2年8月31日施行）に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、助成金等の返還、加算金の納付や助成事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。

(14) その他

- ① 助成金の事務において、疑義が生じた場合には追加で資料の提出を求める場合があります。
- ② 記載事項および関係書類において虚偽が判明した場合は、助成金の返還を求める場合があります。
- ③ 参画要件（検温、本人確認等）や助成要件を満たしているかについて現地を確認する場合があります。

【別表 1】

観光遊覧船等

対 象	<p>①滋賀県旅客船協会会員が運営する観光遊覧船等 琵琶湖汽船株式会社（ミシガン等）、近江トラベル株式会社（竹生島航路等）、 レークウエスト観光株式会社（瀬田川リバークルーズ等）、 びわ湖観光（株）（水郷めぐり等）、松屋高速船（貸切）、井上商店（貸切等）、 沖島通船（沖島通常航路）、滋賀中央観光バス（株）（屋形船等）</p> <p>②下記の観光遊覧船等 彦根城お堀めぐり（彦根市）、家棟川エコ遊覧船（野洲市）、水郷めぐり（近江八幡市）、 八幡堀めぐり（近江八幡市）、水陸両用バス Discovery Japan in びわ湖ツアー（長浜市）</p> <p>※上記以外で観光遊覧船等として対象となるかについては、個別に判断します。</p>
-----	--

【別表 2】

ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等

対 象	<p>①びわ湖パレイ、箱館山ゴンドラ、坂本ケーブル、八幡山ロープウェイ、賤ヶ岳リフト、スキーリフト</p> <p>②近江鉄道、信楽高原鉄道、京阪石山坂本本線 （※②の「鉄道」に関しては、ツアー行程の中に「観光周遊素材」として組み込むことが必要です。）</p> <p>【例】彦根市発着 近江牛昼食と信楽高原鉄道 乗車体験（貴生川駅～信楽駅）観光バスツアー</p> <p>※上記以外でロープウェイ等として対象となるかについては、個別に判断します。</p>
-----	---

郵送で送付される場合は下記の宛名を切り
取り封筒に張り付けてください。

〒520-0043

大津市中央三丁目4番28号

一般社団法人 滋賀県旅行業協会

観光バスツアー助成担当 あて